

2023年11月7日

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

## 東京MOU署名30周年記念式典を開催しました

1993年12月1日に東京において、日本をはじめとするアジア太平洋地域18か国の代表により、「アジア太平洋地域におけるポートステートコントロール(PSC)に関する覚書(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region)」が合意され、署名が行われてから、今年が30年目の節目にあたります。このため、本年10月30日から11月2日にかけて横浜で開催した第34回東京MOUポートステートコントロール委員会の開催にあわせて、10月31日にホテルハイアットリージェンシー横浜にて東京MOU署名30周年記念式典を開催しました。

式典では、東京MOU加盟当局を代表して、オーストラリア Mick Kinley 海事安全庁長官、中華人民共和国徐春(XU Chun)海事局副局长、国土交通省海谷厚志海事局長(鈴木長之同局検査測度課長代読)及びペルー海軍沿岸警備総局 Rodolfo Sablich Luna Victoria 局長から挨拶が行われ、アジア太平洋地域における海上安全、海洋環境保護、船員の労働生活環境等の向上に東京MOUが一定の役割を果たしてきたこと、脱炭素化等の技術革新に的確に対応していく必要があること、より一層の地域的な協力の推進に注力すべきこと等が述べられるとともに、PSC検査官の研修事業等への日本財団のご支援に対する謝意が表明されました。

続いて、日本財団を代表し、同財団木田悟史海洋事業部長から祝辞が述べられ、PSC検査官をはじめ海洋に係る多様な分野の専門家の育成の重要性に言及、人材育成及びその発展的なネットワーク構築を通して海上並びに港湾の安全、秩序の維持に貢献していく旨述べられました。

また、東京MOUの活動に対する永年にわたる日本財団のご理解・ご支援への謝意を表するため、同財団笹川陽平会長あての感謝状(東京MOUポートステートコントロール委員会議長

Mr. Kenny Crawford (ニュージーランド海事局) 及び当財団理事長久保田秀夫の連名)を木田部長に贈呈しました。

引き続き Crawford 議長進行の下、パネルセッションが行われ、先ず当財団の久保田理事長 (Secretary, Tokyo MOU) が「Tokyo MOU30年の歩み」として、東京MOUのこの30年の成果とこれからの課題について発表し、その後、日本船主協会大森常務理事、全日本海員組合松浦組合長、日本船主責任相互保険組合浅井ロスプリベンション推進部長及び日本海事協会坂下会長から「Tokyo MOU への今後の期待」についての発表が行われました。発表の後、東京MOUポートステートコントロール委員会参加者との間で意見交換が行われ、いずれの立場でも、海上安全、海洋環境保護、船員の労働生活環境の向上という目的は共通しており、この目的を達成していくため、互いに協力・連携した取り組みを行っていくことが重要であることが確認されました。

＜お問合せ先＞

東京エムオウユウ事務局 久保田、石原  
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

## **Editor's note**

東京MOU：ポーツテートコントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2023年11月7日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（A P C I S）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、I M O、I L O、パリM o U、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドM O U、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

ポーツテートコントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

以上



ミック・キンレーAMSA 長官



鈴木検査測度課長



木田海洋事業部長



日本財団笹川会長への感謝状贈呈